

出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約
及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき
外食業分野に特有の事情に鑑みて定める基準の一部を改正する告示案の概要

令和7年4月
大臣官房新事業・食品産業部

1 改正趣旨

(1) 法務大臣は、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「法」という。）第2条の3第1項の規定に基づき、特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」（平成30年12月25日閣議決定。以下「基本方針」という。）を定めることとされている。

この基本方針にのっとり、外国人による人材確保を図るべき産業上の分野ごとに、法務大臣は、当該分野を所管する行政機関の長等と共同して、当該分野における特定技能の在留資格に係る制度の適正な運用を図るため、特定技能の在留資格に係る制度上の運用に関する方針を定めなければならないとされている（法第2条の4第1項）。これを踏まえ、外食業分野についても「外食業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」（平成30年12月25日閣議決定。以下「分野別運用方針」という。）が定められたところ。

(2) また、法第2条の5第3項の規定に基づき、特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令（平成31年法務省令第5号。以下「特定技能基準省令」という。）において、外国人と締結する特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関（以下「相手方機関」という。）が適合すべき基準が定められているところ（特定技能基準省令第2条第1項）。当該基準は、①特定技能雇用契約の適正な履行（法第2条の5第3項第1号）及び②一号特定技能外国人支援計画（※）の適正な実施（同項第2号）に関する事項が確保されるものとして定めることとされている。当該基準においては、特定の産業上の分野については、各分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣と協議の上、当該分野の事情に鑑みて基準を定めることとされている（特定技能基準省令第2条第1項第13号及び同条第2項第7号）。

〔 ※ 特定技能雇用契約を締結しようとする本邦の公私の機関が作成する、当該機関が外国人に対して行う職業生活上、日常生活上又は社会生活上の支援の実施に関する計画。 〕

(3) これを踏まえ、外食業分野についても、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び特定技能雇用契約及び一号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令の規定に基づき外食業分野に特有の事情に鑑みて定める基準（平成31年農林水産省告示第527号。以下「基準告示」という。）において、相手方機関が適合すべき基準が定められている。このうち、基準告示第2条では、特定技能外国人（法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号及び第2号に掲げる活動を行おうとする外国人をいう。以下同じ。）を、風俗営業等の規制又は業務の適正化等に関す

る法律（昭和 23 年法律第 122 号。以下「風営法」という。）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業を営む営業所（以下「風俗営業所」という。）及び同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業を営む営業所（以下「性風俗関連特殊営業所」）において就労させないことが定められている（基準告示第 2 条第 1 号等）。

2 改正の概要

(1) 現行、宿泊業分野では、旅館・ホテル営業の形態で旅館業を営み、旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）第 3 条第 1 項の旅館・ホテル営業の許可を受けている営業所（以下「旅館業法上の許可を受けた営業所」という。）であり、かつ、風俗営業所においても、特定技能外国人の就労が可能となっている。

一方で、外食業分野では、分野別運用方針の下、風俗営業所及び性風俗関連特殊営業所において、特定技能外国人に就労させないこととしている。このため、旅館業法上の許可を受けた営業所であり、かつ、風俗営業所である場合は、調理部門で外食業分野の特定技能外国人が就労できない状態となっており、人手不足の問題が激化しているところ（例えば、舞妓が接待している旅館の宴会場（風営法の許可を受けているもの）の場合、調理部門（接客・飲食物調理・店舗管理）においても、特定技能外国人は就労できない。）。

(2) このような問題に対応するため、本年 3 月に分野別運用方針を改正され、外食業分野においても、旅館業法上の許可を受けた営業所であって風俗営業所の許可を受けた場合であっても、特定技能外国人の就労を可能とする方針が定められた。

これを踏まえ、該当すべき基準告示においても、相手方機関が

- ① 特定技能外国人を風俗営業所で就労させないこととする例外として、当該風俗営業所が旅館業法上の許可を受けた営業所である場合は、当該外国人の就労を認める規定を置く（基準告示第 2 条第 1 号）。
- ② また、特定技能外国人に風営法第 2 条第 3 項に規定する接待を行わせないこととしているが、①の受入機関において、従事することが認められない業務（接待）に外国人材に従事させないことを徹底させるためには、業界団体が積極的な役割発揮が必要不可欠であり、受入機関において履行のための対応をすることと有識者委員よりご指摘があったことを踏まえ、その確実な履行を図るために必要な措置を講じる旨を追記する。（基準告示第 2 条第 3 号）

3 施行期日

公布日施行（令和 7 年 5 月目途）。